住民登録

２０１２年７月９日に新しい在留管理制度が導入され、「在留カード」が交付されるようになりました。在留カードは３か月を超える在留期間の在留資格（「留学」など）を持って日本に在留する方に交付されます。

(カード表面)

◎記載内容
顔写真、氏名、国籍、地域、生年月日、性別、在留資格、在留期限、就労制限の有無などの情報

※在留カードには偽変造防止のための IC チップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード裏面)

住居地を変更したときに,変更後の新しい住居地が記載される欄です。

在留期間更新許可申請･在留資格変更許可申請をしたときに,これらの申請中であることが記載される欄です。

※ 申請後,更新又は変更の許可がされたときは,新しい在留カードが交付されます。

資格外活動許可を受けたときに,許可の内容が記載される欄です。

◎市区町村での手続き

来日時： 在留カードの交付対象者は日本人と同様に住民登録され、住民票が作成されます。来日後入居してから１４日以内に在留カードと旅券（パスポート）を持参の上、住居地の市区町村役所の窓口で住居地を届け出て下さい。

引越時：引越しする場合は、引越し前の市区町村役所の窓口で転出届（てんしゅつとどけ）を提出して下さい。引越し日から１４日以内に、在留カードと旅券（パスポート）を持参の上、引越し後の市区町村役所の窓口で転入届（てんにゅうとどけ）を提出して下さい。

在留カードは身分を証明する大切なもので、毎日持っていなければなりません。誤って紛失することのないよう十分に注意して下さい。在留カードを携帯していなかった場合は、20 万円以下の罰金に処せられることがあります。

紛失の場合

◎まずは「遺失届」「盗難届」を出す

住んでいる地域あるいは紛失した場所の近くにある警察署か交番に行って、「遺失届」または「盗難届」を出して下さい。在留カードだけでなく、旅券（パスポート）や財布など貴重品の紛失や盗難にあった場合も同じです。「遺失届」や「盗難届」は、必ず直接警察署か交番の窓口に行って、決められた用紙に記入しなければなりません。電話だけで済ますことはできません。

◎再交付の手続き

紛失してしまったら、国際センターへ連絡して下さい。入国管理局で再交付の手続きをすると、新しい在留カードが交付されます。